

答 申 第 1 号  
平成 15 年 6 月 30 日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会  
会長 嶋 野 幸 雄

個人情報の取扱いに関する例外事項等について（答申）

平成 15 年 6 月 27 日付けで知事ほか各実施機関から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

なお、今回諮問のありました事項のうち、類型諮問事項については、今後、類型に該当する新たな事務が生じた場合につきましては、当審査会への諮問は要しませんが、類型への該当性の判断は、実施機関において厳格に行うこととし、該当性を判断しがたい事務や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる事務につきましては、改めて当審査会に意見を聴いてください。

また、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるよう要請します。

(別 紙)

1 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項について  
(条例第4条第2項ただし書)

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するうえで必要と判断し、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、取得禁止を原則とする趣旨を踏まえ、取得する個人情報の範囲やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

2 本人からの取得の原則の例外事項について (条例第4条第3項第7号)

諮問のあった事項については、個人情報を取り扱う事務の目的の達成や円滑な実施を確保するうえで必要と判断し、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、本人取得を原則とする趣旨を踏まえ、取得する個人情報の範囲やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

3 目的外の利用・提供制限の例外事項について (条例第6条第1項第7号)

諮問のあった事項については、公益上の必要性その他相当の理由があり、妥当な内容と認められる。

なお、諮問のあった類型に該当すると判断する場合であっても、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則を踏まえ、利用又は提供する個人情報の内容やその必要性について十分検討のうえ、運用することが必要であると考えられる。

4 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について (条例第7条第2項)

諮問のあった事項については、いずれも個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられており、かつ、公益上の必要性があるものと認められる。

5 個人情報取扱事務登録簿の除外事項について (条例第11条第2項第2号)

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められる。

(1) 思想、信条等に関する個人情報の取得の制限の例外事項  
(石川県個人情報保護条例第4条第2項ただし書)

| 類 型  | 取得する理由  |
|--|---|
| ①選考関係<br>・栄典、表彰等の選考事務において、候補者の個人情報を取得する場合                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄典、表彰を行う場合、犯罪歴等を有する者が当該栄典、表彰を受けることは社会通念上、県民感情にそぐわないと考えられることから、適任者選考のため候補者の犯罪歴等の有無を確認する必要がある。</li> </ul>  |
| ②争訟、交渉関係<br>・争訟、交渉等の事務において、個人情報を取得する場合                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 争訟、交渉等に関する事務において事案の内容によっては、当事者の思想、信条等に関する個人情報等が含まれている場合があるが、これらの個人情報は、当事者から一方的に提供されるものであり、その性質上選択の余地がない。</li> <li>・ 真の所有者や権利者を確認するため個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul> |
| ③申請、届出関係<br>・申請、届出等に関する事務において、個人情報を取得する場合                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種の申請、届出等に係る事務処理に当たっては、要件審査等のため、申請者等から身体に関する個人情報等を取得することが必要な場合がある。</li> <li>・ 申請等の内容によっては、本人の意思により思想、信条及び信教に関する個人情報が提供され、取得せざるを得ない場合がある。</li> </ul>                  |
| ④相談関係<br>・県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報その他(作文・論文等)において、相談者等の意思により個人情報が提供され、取得する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、取得を拒むことはできない。</li> <li>・ 相談等に適切に対応するためには、個人情報を的確に把握することが必要な場合がある。</li> </ul>   |
| ⑤出版、報道関係<br>・一般に入手できる刊行物等から、個人情報を取得する場合                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出版、報道等により公にされた個人情報は、不特定多数の者が知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で取得するのであれば、個人情報保護上の問題が発生するおそれが少ない。しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないことから、出典等を明示しておくことが望ましい。</li> </ul>                        |
| ⑥国際交流関係<br>・来訪者や研修生等の受入れを行うに当たり、来訪者等の個人情報を取得する場合                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外研修生や来訪者等の受入れに当たっては、生活習慣の違い等を的確に把握し、研修生等の滞在中の適切な対応を図るため信教等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>  |
| ⑦診療、疾病予防関係<br>・病院、保健福祉センター等において、診療、疾病予防、医事会計等の事務を行うために、患者等の個人情報を取得する場合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関や保健福祉センター等において、患者等に対し的確な診療や保健指導等を行うためには、診療等に必要範囲内で、患者等の身体等に関する個人情報を取得する必要があるほか、生活観や生活歴等の聴取が必要な場合もあり、その中で、思想、信条及び信教等に関する個人情報を取得することとなる場合がある。</li> </ul>           |

| 類 型   | 取得する理由  |
|---|---|
| ⑧教育、指導関係<br>・教育、指導、評価、訓練等の事務において、対象となる者等の個人情報を取得する場合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育、指導等の事務を行うに当たっては、その対象となる者の実情を把握するために必要な範囲内で、身体等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>                      |
| ⑨研修、資格、試験関係<br>・研修参加、資格取得等に当たり、健康診断書等により個人情報を取得する場合                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修、イベントの開催、資格の認定、試験の実施等において、参加者等が一定の要件を満たしているか確認するため、また、処遇を的確に行うため、身体等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul> |
| ⑩災害、事故関係<br>・災害や事故の状況を把握する事務、災害や事故により給付金等を支給する事務に当たり、被災者等の個人情報を取得する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害や事故の状況を把握する事務や災害や事故による死者や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに当たっては、被災者等の身体等に関する個人情報を取得する必要がある。</li> </ul>             |
| ⑪調査研究関係<br>・県の研究機関等における調査研究事務において個人情報を取得する場合                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究等の内容によっては、身体等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>  |
| ⑫職員の人事管理関係<br>・職員の任免等を行うに当たり、個人情報を取得する場合                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の配置等の人事管理を適切に行うに当たっては、職員の身体等に関する個人情報を取得する必要がある。</li> </ul>   |
| ⑬施設運営関係<br>・県営住宅や福祉施設等の適正な管理を行うため、入居（所）者の個人情報を取得する場合                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の入居（所）者等の実情を正確に把握し、施設の整備や入居（所）者等の処遇を的確に行うに当たっては、身体等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>                 |
| ⑭犯罪捜査、犯則取締まり関係<br>・特別司法警察職員としての調査事務や租税の犯則事件としての調査事務において個人情報を取得する場合    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に定められた一定の調査を行うときに警察官と同様の権限が与えられており、事務の執行上、過去の犯罪歴等の個人情報を取得する場合がある。</li> </ul>                              |

(2) 本人からの取得の原則の例外事項  
 (石川県個人情報保護条例第4条第3項第7号)

| 類 型   | 本人以外の者から取得する理由   |
|---|--|
| ①選考関係<br>・栄典、表彰等の選考事務において、候補者に関する個人情報を推せん団体等から取得する場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適任者を幅広く求めるためには、選考に必要な範囲内で、本人以外のものから候補者に関する個人情報を取得する必要がある。本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性が担保できない場合がある。</li> </ul>   |
| ②争訟、交渉関係<br>・訴訟、交渉等の事務において、権利関係や評価等に関する個人情報を法務局等から取得する場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を担保することができない場合があり、当該事務の目的の達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。</li> </ul>  |
| ③申請、届出関係<br>・申請、届出等に関する事務において、申請等に併い提出された書類の中に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合<br>・貸付制度等の申請において金融機関等から借受者の償還状況等に関する個人情報を取得する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付、融資、許認可等の事務に際し、要件審査等に必要の情報について、客観性や正確性を担保するため、本人以外のものから取得することが必要な場合がある。</li> <li>・ 申請、届出の必要記載事項として、本人以外の個人情報を取得する場合がある。</li> <li>・ 貸付制度等において適切に運営するためには、借受者の償還状況や保証人の資産状況等の個人情報を正確に把握する必要がある。</li> </ul> |
| ④相談関係<br>・県民等からの相談、苦情、要望、陳情、通報等において、その内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、本人以外の個人情報が提供される場合には、その取得を拒むことができないことがある。</li> <li>・ 相談等に適切に対応するためには、相談者以外の者に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>   |
| ⑤監査、検査、指導、評価関係<br>・団体等への監査事務において、監査、検査に関する事務により、その団体等の有する個人情報を取得する場合<br>・学校等における指導、評価事務において、本人から取得したのではその目的を達成し得ない場合    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査、検査、指導等の事務を行うに当たっては、団体等の保有する個人情報を把握する必要がある。</li> <li>・ 対象者本人から取得したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがある。</li> <li>・ 指導、評価等の事務を行うに当たっては、当該個人情報の客観性、正確性が必要とされることから、本人以外の関係者から取得することが必要な場合がある。</li> </ul>    |
| ⑥契約関係<br>・請負、委託等の契約及びその施行等に関する事務において、契約の相手方から当該事務に従事する者等に関する個人情報を取得する場合   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負契約等に係る事務を適切に遂行するため、契約の内容によっては、当該契約の請負者等の従事者等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> <li>・ これらの個人情報は、当該委託先等でなければ保有していない情報である。</li> </ul>  |

| 類 型  | 本人以外の者から取得する理由  |
|--|---|
| ⑦診療、疾病予防関係<br>・病院、保健福祉センター等において、診療、疾病予防等に必要範囲内で、本人に関する個人情報を本人の家族等から取得する場合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や保健福祉センター等において、患者等に対する確な診療や保健指導等を行うためには、本人の治療歴等に関する個人情報を家族等本人以外の者から取得することが必要な場合がある。</li> </ul>                                 |
| ⑧災害、事故関係<br>・災害や事故等の処理に当たって、事故の当事者等に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害、事故において、人の生命、身体又は財産を守るため緊急かつやむを得ない場合がある。</li> <li>災害、事故の状況や原因を調査し、これに適切に対応するため、目撃者その他関係者から事故当事者の個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul> |
| ⑨調査研究関係<br>・県の研究機関等における調査研究事務において本人から取得することが困難な場合                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>研究等の内容によっては、本人から取得することが困難な場合がある。</li> <li>調査等の依頼を受ける場合、本人以外の個人情報を取得せざるを得ない場合がある。</li> </ul>  |
| ⑩職員の人事管理関係<br>・職員、委員の任免を行うに当たり、対象者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>任用等に当たっての適格性の審査や免職等の懲戒処分にあたるに当たっての事案に応じた的確な処理等を行うため、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。</li> </ul>  |
| ⑪資料收受関係<br>・実施機関以外の者から送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>団体等から送付される資料に名簿等の個人情報が含まれることがある。</li> <li>報告書等の一部に個人情報がある場合、当該部分を除いて取得することが困難である。</li> </ul>                                       |
| ⑫犯罪捜査、犯則取締まり関係<br>・特別司法警察職員としての調査事務や租税の犯則事件としての調査事務の範囲内で対象者に関する個人情報を本人以外の者から取得する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法に定められた一定の調査を行うときに警察官と同様の権限が与えられており、事務の執行上、本人以外の者から個人情報を取得することが必要な場合がある。</li> </ul>  |
| ⑬所在不明等関係<br>・本人の所在不明等の理由により、本人から取得することが困難な場合                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>所在不明や精神上の障害により事理を弁識する能力に欠く状況等にあるため、本人から取得することは困難である。</li> <li>家族や本人が所属する団体等本人以外のものから個人情報を取得せざるを得ない場合がある。</li> </ul>                |

(個別事項)

| 事業名<br>(主務課)   | 本人以外の者から取得する理由  |
|--|---|
| ①地元就職促進対策事業<br>・ 県内出身学生の就職支援のため、県内私立高等学校から大学進学者等の個人情報取得する場合<br><br>( 労働企画課 ) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ この事業は、大学生等の県内就職の支援、企業の人材確保を目的とし、卒業生に関する大学等進学情報を県内各高校から取得している。当該情報は本人から取得することは極めて困難である。</li><li>・ 就職情報を提供するに当たっては、事前に事業内容を説明し、県内に就職希望する学生にのみ実施しており、本人の意思を尊重して実施している。</li></ul> |

(3) 目的外の利用・提供制限の例外事項  
(石川県個人情報保護条例第6条第1項第7号)

| 類 型   | 利用・提供する理由  |
|---|--|
| ①選考関係<br>・ 栄典、表彰等の選考事務において、保有個人情報を提供する場合<br>・ 委員、講師、指導者等の選任事務において、保有個人情報を提供する場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 適任者を幅広く求める必要があるが、候補者の段階で本人から取得したのでは、事務の目的達成に支障を生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるため、保有個人情報を、実施機関以外の県の機関若しくは国等に提供することが必要な場合がある。</li></ul>   |
| ②争訟関係<br>・ 訴訟当事者である県が訴訟資料として裁判所に保有個人情報を提供する場合                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県が訴訟の当事者である場合、十分な主張立証を尽くして公正・妥当な訴訟を遂行するためには、訴訟資料として保有個人情報を裁判所に提出することが必要な場合がある。</li></ul>   |
| ③報道関係<br>・ 報道機関への公表や報道機関等からの取材、要請等に応じて、保有個人情報を提供する場合                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象となる保有個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を判断し、公表することが社会通念上許容される範囲である場合は、報道機関に発表し、又は取材に応じることが必要な場合がある。</li><li>・ 特に、犯罪、事故等特別な理由がある場合は、公表することが公益上必要な場合がある。</li></ul>  |
| ④国等照会関係<br>・ 実施機関以外の県の機関、国又は独立行政法人、市町村等他の地方公共団体からの照会等に応じて保有個人情報を提供する場合          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国等行政機関が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であって、保有個人情報を利用する公益上の必要性が認められる場合がある。</li><li>・ 実施機関が保有個人情報を提供しないと、国等行政機関が改めて本人等から取得しなければならないため、時間や経費がかかる場合があり、県民の負担軽減、福祉の向上、行政の効率化等の観点から、国等行政機関が相互に協力して適切に事務を遂行するため、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することが必要な場合がある。</li></ul> |

(4) 電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項  
(石川県個人情報保護条例第7条第2項)

| 類 型   | 提 供 の 必 要 性  | 事 務 例  |
|---|--|--|
| <p>①インターネットを活用した保有個人情報の提供であって右に掲げる要件を満たすもの</p>                          | <p>インターネットの活用により、県においてもホームページを活用して県民に行政情報を提供している。インターネットは、情報の即時性、最新性、経費の低廉性等の特性から情報提供の重要な手段となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、実施機関がインターネットを活用して個人情報を提供する場合は、次に掲げる要件を満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 インターネットを活用して個人情報を提供することに、県民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること</li> <li>2 インターネットの活用による個人情報の提供内容が、社会通念上許される範囲のものであること</li> <li>3 ホームページの内容等が、改ざんされないよう、不正アクセスの防止等に対して適切な措置が講じられていること</li> </ol> | <p>石川県ホームページ<br/>(提供する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入選者</li> <li>・ 講演者</li> <li>・ 講師</li> <li>・ 各種指導者</li> <li>・ 職員等</li> </ul> |
| <p>②全国一律で処理することが求められている事務における電子計算機等の結合による保有個人情報の提供であって右に掲げる要件を満たす場合</p> | <p>全国一律に、正確かつ迅速に情報を処理することが求められている事務については、電子計算機等の結合による処理が不可欠である。</p> <p>このことから、電子計算機等の結合により国又は地方公共団体等へ個人情報を提供する場合は、次に掲げる要件を満たすこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民サービスの向上、住民負担の軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められること</li> <li>2 相手方が国又は地方公共団体等であり、かつ、相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること</li> <li>3 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えい等の危険が生じないよう、実施機関において適切な措置が講じられていると認められること</li> </ol>       | <p>別 紙</p>   |



(別紙)

| 事務システム名                 | 主務課                 | 提供先                       | 提供する目的<br>(提供する個人情報)   |
|-------------------------|---------------------|---------------------------|--|
| ①旅券業務処理用端末システム          | 国際課                 | 外務省                       | 旅券の発給に当たり、二重発給の防止及び発給の迅速化のため<br>〔氏名、性別、生年月日、<br>本籍、本人写真画像、<br>本人自署〕                              |
| ②全国消費生活情報ネットワークシステム     | 生活安全課<br>(生活科学センター) | 国民生活センター<br>(内閣府)         | 消費生活相談を円滑に実施するに当たり、蓄積された消費生活情報の分析、迅速な情報提供、全国的な類型の把握を行うため<br>〔契約名、商品名、購入先、<br>在住市町村、年齢、性別、<br>職業〕 |
| ③建設業情報管理システム            | 監理課                 | (財)建設業情報処理センター<br>(国土交通省) | 建設業の許可事務に当たり専任技術者等の全国での重複確認、許可処理の迅速化と経営状況の分析等の迅速化のため<br>〔住所、氏名、資格、生年月日〕                          |
| ④医薬品等フレキシブルディスク申請審査システム | 薬事衛生課               | 厚生労働省                     | 医薬品等の許可事務に当たり、医薬品及び医療用具の許可処理の迅速化及び審査・証書作成の迅速化のため<br>〔住所、氏名、資格、電話、<br>FAX、メール〕                    |
| ⑤毒物劇物営業者登録等システム         | 薬事衛生課               | 厚生労働省                     | 営業者登録の登録事務に当たり、国における登録者の一元管理と保健衛生上の危害発生を防止するための流通経路把握及び登録票作成の迅速化のため<br>〔住所、氏名、資格、最終<br>学歴、卒業年〕   |
| ⑥宅地建物取引業免許事務等処理システム     | 建築住宅課               | (財)不動産適正取引推進機構<br>(国土交通省) | 免許事務に当たり、選任取引者の全国での重複確認、欠格要件の該当確認など事務の迅速化のため<br>〔登録番号、氏名、生年月日、<br>性別、所属団体、住所、<br>郵便番号〕           |

(個別事項)

| 事務システム名        | 主務課             | 提供先          | 提供する個人情報  | 提供する目的  |
|----------------|-----------------|--------------|---|---|
| ①財務会計オンラインシステム | 出納課<br>(庁内各課)   | 県議会<br>県警察本部 | 債権者・債務者<br>(住所、氏名、<br>金融機関名、<br>口座種類、<br>口座番号)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計事務において、県における収入・支出事務の統一化、迅速化を図るためには、オンラインの利用が不可欠である。</li> <li>・当該システムの利用は、特定の職員に限られており、パスワード設定等の保護措置が講じられている。</li> </ul>                                   |
| ②庁内イントラネットシステム | 情報政策課<br>(庁内各課) | 県議会          | 職員及び職員の親族等<br>(所属名、氏名、<br>親族名、続柄)                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計報等を提供することは事務の効率的な推進に有効である。</li> <li>・職員本人の同意に基づき各課で行うものであり、個人の権利利益を害しない。</li> <li>・職員のみが利用できるネットワーク上でのみ閲覧可能であり、ファイアウォールによる部外者からの不正アクセス対策が講じられている。</li> </ul> |
| ③庁内グループウェアシステム | 情報政策課<br>(庁内各課) | 県議会          | 職員<br>(所属名、氏名、<br>役職、メールアドレス、<br>電話番号)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的にグループウェアシステムを導入して事業を展開することにより、行政事務の効率化及び高度化を図っている。</li> <li>・実施機関、提供先の双方において、パスワードの設定等保護措置が講じられている。</li> </ul>   |
| ④県営住宅管理システム    | 建築住宅課           | 石川県住宅供給公社    | 県営住宅入居者<br>(氏名、家族、<br>勤務先、収入、<br>口座名、保証人、<br>入居先、家賃、<br>敷金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県住宅供給公社が県営住宅を管理しており、県及び公社が相互に密接不可分な事務を取り扱っているため、入居者に係る各種情報を提供する必要がある。</li> <li>・当該システムの使用は、特定の個人に限られておりパスワードの設定等の保護措置が十分講じられている。</li> </ul>                 |

| 事務システム名     | 主務課   | 提供先                             | 提供する個人情報  | 提供する目的  |
|-------------|-------|---------------------------------|---|---|
| ⑤施設利用予約システム | 情報政策課 | (財)石川県民ふれあい公社、木場潟公園協会、石川県女性センター | システム利用者<br><ul style="list-style-type: none"> <li>利用者名 (団体名)、</li> <li>住所、電話番号、</li> <li>FAX番号、</li> <li>メールアドレス</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設において県が施設管理を委託している場合があり、施設の窓口業務を行うために本システムの使用が必要となる。本システム外への個人情報の提供はない。</li> <li>・当該システムの使用は、特定の個人に限られておりパスワードの設定等の保護措置が十分講じられている。</li> </ul> |

(5) 個人情報取扱事務登録簿の除外事項  
(石川県個人情報保護条例第11条第2項第2号)

| 類型   | 登録の対象から除く理由   |
|--|---|
| ① 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に関する事務                          | 県職員と同様、その存在及び利用方法も一般に当事者たる職員又は職員であった者によく知られていることに加え、それぞれの機関において当事者たる職員又は職員であった者が当該事務の内容を知り得ることから対象除外とするもの |
| ② 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務 | 資料その他の物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録するもので、登録して一般の閲覧に供する意義が乏しいことから対象除外とするもの                            |
| ③ 一般に入手することができる刊行物等に掲載された個人情報のみを取り扱う事務                               | 刊行物等に掲載され、一般に広く個人情報が知らされているものであり、登録して一般の閲覧に供する意義が乏しいことから対象除外とするもの   |
| ④ 文書管理上、文書の保存期間が定められておらず、事務の目的達成後廃棄されることとなる個人情報を取り扱う事務               | 公文書として保存の対象とされておらず、また、事務の目的が達成されれば廃棄されるものであることから、登録して一般の閲覧に供する意味が乏しく対象除外とするもの                             |